

今後も非核三原則を堅持することを求める意見書(案)

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした非核三原則を1971年に国会で決議し、歴代政権はこれを堅持してきた。非核三原則は、戦後、核兵器廃絶をめざす日本の立場を国際社会に示し、信頼を広げるという大きな意義も持つものである。また、我が国がこれからも「核兵器のない世界」をめざす行動の先頭に立ち、且つ国民の生命を守る責任を果たすためにも、将来にわたって国是とすべきものである。

加えて、被爆の実相並びに核兵器の不拡散、廃絶への日本の姿勢と取組みに関し、広く国民に周知していくことは、我が国が唯一の戦争被爆国として非核三原則を今後も堅持し、国際社会で核兵器廃絶への責任を果たすために欠かせないものである。本市においては、核実験やミサイル発射が行われた際に、市長、市会議長の連名で抗議文等を発出し、また、市役所本庁舎における「原爆の絵」のポスター展示などを通して市民へ「核兵器の脅威」の啓発周知に取り組んでいる。

よって、国におかれては、国是である非核三原則の堅持に関して下記のことを進めることを求める。

記

- 1 政府として今後も非核三原則を堅持することを明示すること。
- 2 被爆者の声を聴き、被爆の実相の国内外における正確な理解の促進を図ること。
- 3 「核兵器の脅威」について広く国民に周知する取り組みに一層努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。